

制度情報：平成20年7月以降の利用者負担について

平成19年2月28日(木)に高槻市障害福祉課による障害福祉サービスの事業者説明会が行われました。その内容について、皆様にお伝え致します。

1. 【障害者(大人)の場合】世帯範囲の見直し
成人の障害者については、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得区分について所得を判断する際の世帯範囲が見直されます。



2. 低所得1及び2の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額が軽減されます。

世帯区分	世帯の収入状況	月額負担上限額	資産要件	月額負担上限額軽減	
				居宅サービス	通所サービス
生活保護	生活保護受給世帯	0円	—	—	—
低所得1	市町村民税非課税世帯	15,000円	単身 500万円以下 家族同居 1,000万円以下	3,750円 ⇒1,500円	3,750円 ⇒1,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯	24,600円	※平成20年7月より本人と配偶者の資産のみ対象	6,150円 ⇒3,000円	3,750円 ⇒1,500円
一般世帯	市町村民税の所得割 16万円未満	37,200円	—	9,300円	—
	市町村民税の所得割 16万円以上			変更なし	—

3. 【障害児を抱える世帯の場合】
障害児を抱える世帯の居宅・通所サービスに係る負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲が拡大されます。

世帯区分	世帯の収入状況	月額負担上限額	資産要件	月額負担上限額軽減	
				居宅サービス	通所サービス
生活保護・低所得1・低所得2は上記と同じ					
一般世帯	市町村民税の所得割 16万円未満 ↓ 市町村民税の所得割 28万円未満	37,200円	家族 1,000万円以下	9,300円 ⇒4,600円	9,300円 ⇒4,600円
	市町村民税の所得割 28万円未満			平成20年7月より 4,600円	平成20年7月より 4,600円
	市町村民税の所得割 28万円以上	—	—	—	

※3人世帯で年収890万円程度であると、28万円未満に該当
以上、3点が皆様に直接、係る部分の変更であります。また新たに情報がありましたら、皆様にお伝え致します。ご質問等が御座いましたら、気軽にお問い合わせ下さい。

前穂通信

まえほつうしん

発行日 2008年4月1日

発行元 自立センター前穂
〒569-1022
高槻市日吉台
1番町21-18
072-689-8600



ガイドヘルプサービスに関して

皆様には利用日集中申し込みによる、人員不足でご迷惑をお掛けしております。新しくお申し込みを頂戴することも多く御座いますが、以前より定期的にご利用されておられるゲストの方を優先にサービスを提供させて頂く事が責務であると考えております。現在、2月・3月に男性3名・女性5名を採用し、研修中であります。新たに前穂でのガイドを希望されておられる方は、いま暫くお待ち頂けますようよろしくお願い致します。込み合わない日程に関しては、お受けさせて頂くことはできません。

毎月の実績の印鑑と利用料金のお支払い方法について

皆様より、毎月判子を頂く行為や一割負担金のお支払い方法についてご意見を頂戴しております。「たいへんじゃないですか?」「毎回毎回、何か他の方法にしたら?」等のご意見を頂いています。我々が毎月、実績の印鑑と利用料金を直接頂く方法を採用している理由は、保護者の方に直接お話を伺うことを重要にしたいと考えているからであります。パソコンが普及し、直接話しをする以外でのコミュニケーション手法が発達しております。我々の現場でも多くの部分でパソコンや携帯電話を使用しておりますが、但しすべてを効率化することが良いと考えておりません。昔ながらの印鑑やお金を直接頂戴する仕組みは、大事に残してゆきたいと考えております。お時間を頂戴するかと思いますが、ご協力の程、よろしくお願い致します。